# 設備保守業務仕様書

# 1 業務の目的

施設における設備に対し、法令及び法人が定める定期点検業務を行い、不具合箇所の 発見を目的とする。

#### 2 対象施設の名称及び所在地

- ① 特別養護老人ホーム 深沢共愛ホームズ (世田谷区深沢1-32-21)
- ② 特別養護老人ホーム 等々力共愛ホームズ (世田谷区等々力1-24-11)
- ③ グループホーム奥沢・共愛(世田谷区奥沢7-50-13)
- ④ デイ・ホーム上用賀(世田谷区上用賀5-14-1-101)
- ⑤ デイ・ホーム等々力(世田谷区等々力5-19-11)
- ⑥ デイ・ホーム深沢 (世田谷区深沢 4-17-1)
- ⑦ デイ・ホーム玉川田園調布(世田谷区玉川田園調布2-16-12)
- ⑧ デイ・ホーム中町 (世田谷区中町4-15-21)

### 3 契約期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

#### 4 業務内容

次に掲げる業務内容を施設毎の「業務内訳書」に従って実施するものとする。

- ① 消防用設備点検
- ② 空調設備点検
- ③ 給排水設備点検
- ④ 建築設備定期検査
- ⑤ 特定建築物定期調査
- ⑥ 防火設備定期検査

#### 5 軽微な補修

保守点検作業において、軽微な損傷を認めた場合の補修(消耗品等を含む)は本業務に含むものとする。

### 6 提出書類

業務完了毎に、報告書を提出すること。また、法令で定められた検査については指定 様式にて各行政機関へ報告書を提出すること。

## 7 遵守事項

- (1) 業務実施に当たっては、事故等が生じないように十分に安全対策を講じること。
- (2) 施設運営に対し、可能な限り支障のない日時を施設と協議の上実施すること。
- (3) 業務終了後は、作業場所及びその周辺の清掃を行うこと。
- (4) 業務において発生したゴミ及び不要物は受注者側が適正に処理すること。
- (5) 業務に関し、発注者側の備品並びに点検機器等は使用しないこと。

# 8 その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 の「建築保全業務共通仕様書」(最新版)による。
- (2) 設備点検実施上、この清掃及び設備点検業務仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (3) 受注者は、本業務が終了したときは、業務関係書類、提出資料以外に作業過程で作成した資料、電子媒体類に保存されている情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により消去又は廃棄しなければならない。
- (4) 受注者は、発注者から提供された情報、本業務実施において知り得た情報については、契約期間中及び契約終了後においても、その秘密を保持すること。

以上